

# 役員報酬等規定

## 第1条（目的）

この規程は認定NPO法人セカンドハーベスト京都定款第19条の規程に基づき、役員報酬等の支給の基準について定めることを目的とする

## 第2条（用語の定義）

- （1）役員とは定款第13条に基づき置かれる理事及び監事をいう
- （2）費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。  
報酬等とは明確に区別されるものとする。

## 第3条（報酬及び費用の支給）

認定NPO法人セカンドハーベスト京都は、定款第19条の規程にかかわらず、役員に対しての報酬を一切支給しない。但し、職務を遂行するための交通費、旅費については実費を支給することができる。

## 第4条（規程の変更）

この規程は理事会の決議によって変更することができる。

附則：この規程は、令和5年11月2日から施行する。（令和5年10月26日理事会決議）